

# 三次市こども計画 (骨子案)

令和6（2024）年10月

三次市

# 計画目次案

## 第Ⅰ部 計画の策定にあたって

- ・ 計画策定の趣旨
- ・ 計画の位置づけ
- ・ 計画の期間
- ・ 三次市のこども・子育てを取り巻く状況
- ・ 調査結果にみる三次市の特徴

## 第Ⅱ部 三次市こども・子育て支援の基本的な考え方

- ・ 基本理念
- ・ 施策体系
- ・ 基本目標
- ・ 主要施策の方向

## 第Ⅲ部 事業計画

### 第1章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- ・ 教育・保育提供区域の設定
- ・ 教育・保育提供体制の確保
- ・ 地域子ども・子育て支援事業の充実

## 資料編

- ・ 計画の策定経過
- ・ 三次市子ども・子育て会議条例
- ・ 三次市子ども・子育て会議 委員名簿

# 第 I 部 計画の策定にあたって

## 計画策定の趣旨

近年の急速な人口減少、少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会・経済への深刻な影響が懸念されています。令和5（2023）年の国の合計特殊出生率は、1.20 と過去最低を更新しました。本市においても、合計特殊出生率は、1.42 と過去最低となっています。

少子化の要因としては、未婚化や晩婚化、共働き世帯の増加、仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

こうした状況の中、日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指した「こども基本法」が令和5（2023）年4月に施行され、同年12月には、幅広いこども政策をより総合的に推進していくため、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

「こども基本法」において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるように努めることとされています。また、「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

本市においては、「次世代育成支援行動計画」の性格を持ち合わせた計画として「三次市子ども・子育て支援事業計画」を平成27（2015）年3月に、「第2期三次市子ども・子育て支援事業計画」を令和2（2020）年3月に策定し、「子育てに夢がもてるまち みよし」をめざし、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

また、こどもの貧困が社会問題となる中、その対策を進めるためには、社会生活全般の複合的で継続的な取組が必要であると判断し、すべてのこどもたちの未来を応援することを目的とした「三次市子どもの未来応援宣言」を平成29（2017）年12月に宣言しました。この宣言の「子どもたちの可能性を伸ばします」、「子どもたちの希望を支えます」、「子どもたちのチャレンジを応援します」の3つを柱に、「三次市子どもの未来応援宣言取組基本方針及び個別事業」を策定し、こどもたちの未来を応援するために取組を進めてきました。

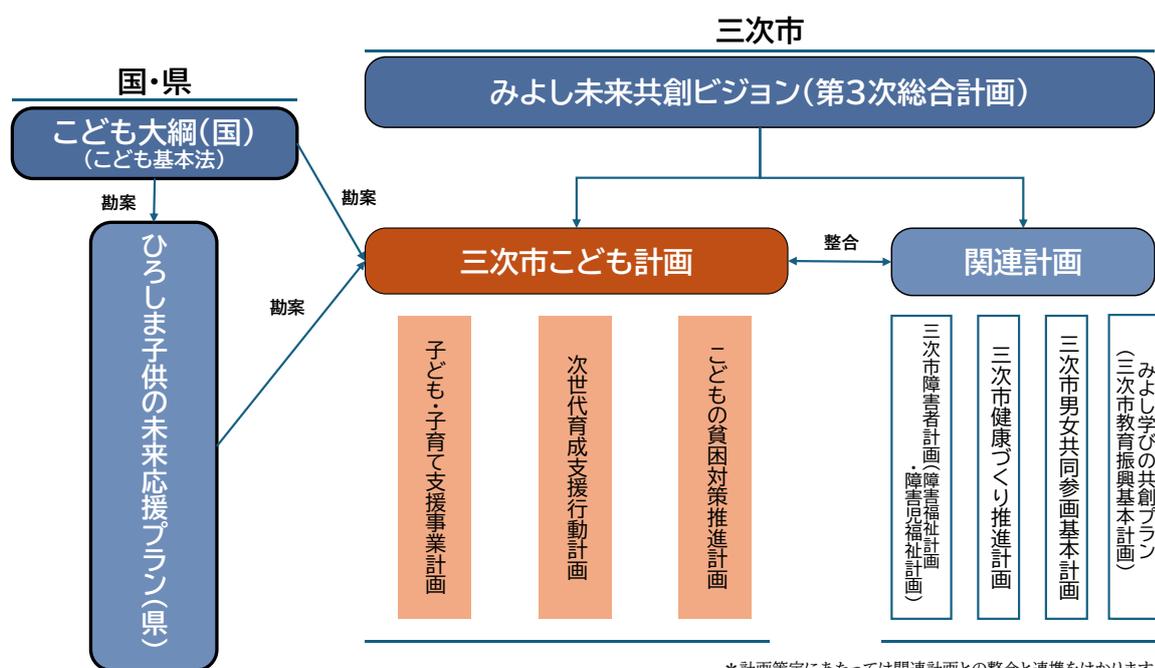
この度、「第2期三次市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間及び「三次市子どもの未来応援宣言取組基本方針」の取組期間が終了するにあたり、こども基本法に規定される市町村こども計画として、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度を計画期間とする「三次市こども計画」に、これらの計画や方針を包含し、一体的に策定します。

## 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」として、市のこども政策を総合的に推進するための方針を定めるものです。

三次市のまちづくりの方向性を示した「第3次三次市総合計画」を上位計画とし、その他の関連計画などと整合を図り策定します。また、この計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画として位置付けられます。さらに、「三次市子どもの未来応援宣言」における取組基本方針は、「三次市こども計画」に包含し、引き続き、こどもの未来を応援するための環境づくりに取り組みます。

### 【計画の位置づけ】



\*計画策定にあたっては関連計画との整合と連携をはかります

## 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

## 計画の対象

この計画は、すべての子どもと子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政など、すべての個人・団体を対象とします。

なお、本計画の「子ども<sup>1</sup>」とは、心身の発達の過程にある者とします。

---

<sup>1</sup> この計画では、「子ども」の用語法については、子ども基本法第二条「この法律において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。」に準じたものとします。また、「子ども」の表記については、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「子ども」を用いています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
- ③ 他の語との関係で「子ども」表記以外の語を用いる必要がある場合

## 三次市のこども・子育てを取り巻く状況

### (1) 三次市の現状

#### ①総人口と年齢3区分人口の推移

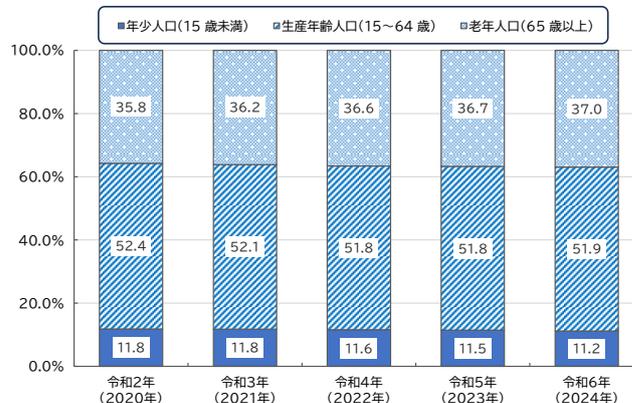
本市の総人口は、減少を続けており、令和6（2024）年では48,303人となっています。年齢3区分別でみると、15歳未満の年少人口割合は年々減少し、15歳～64歳の生産年齢人口割合も令和3年以前と比べ減少していますが、65歳以上の老年人口割合は増加しており少子高齢化がうかがえます。年少人口の推移では、どの年齢も年々減少していく見込みとなっています。

#### 【総人口と年齢3区分人口の推移】

(単位：人，%)

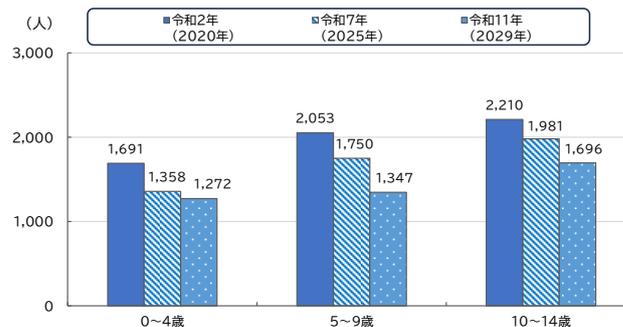
	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
総人口	51,507	50,852	49,909	49,106	48,303
年少人口（15歳未満）	6,095	5,985	5,795	5,639	5,405
割合	11.8	11.8	11.6	11.5	11.2
生産年齢人口（15～64歳）	26,989	26,482	25,872	25,443	25,047
割合	52.4	52.1	51.8	51.8	51.9
老年人口（65歳以上）	18,423	18,385	18,242	18,024	17,851
割合	35.8	36.2	36.6	36.7	37.0

#### 【年齢3区分人口比率の推移】



資料：住民基本台帳  
(各年4月1日現在)

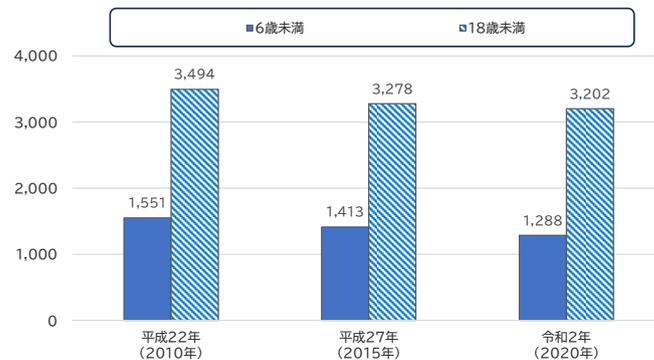
#### 【年少人口の推移】



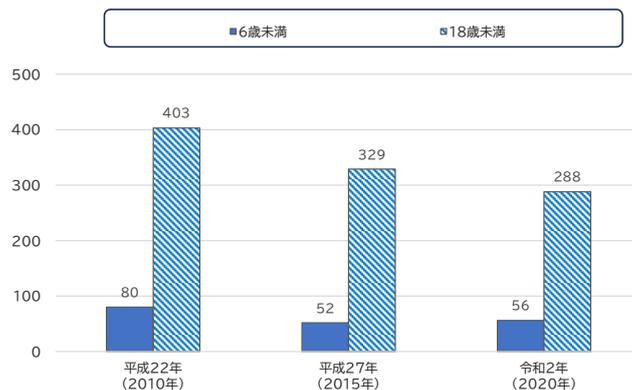
資料：令和2（2020）年は住民基本台帳，令和7（2025）年と令和11（2029）年は日本の地域別将来推計人口

子育て世帯の推移をみると、子育て世帯では平成22（2010）年から令和2（2020）年にかけて減少傾向にあります。

【18歳未満・6歳未満の子どもがいる子育て世帯（核家族世帯）の推移】



【18歳未満・6歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移】

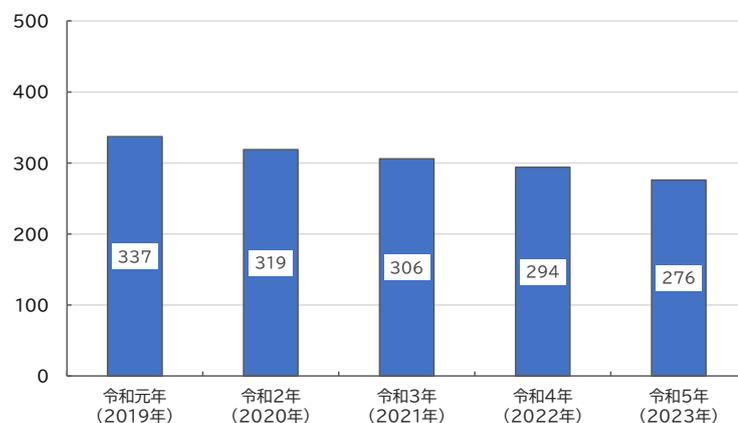


資料：国勢調査

②出生の動向

本市の出生数は、令和元（2019）年から令和5（2023）年にかけて減少傾向にあります。

【出生数の推移】



資料：三次市子ども家庭支援課

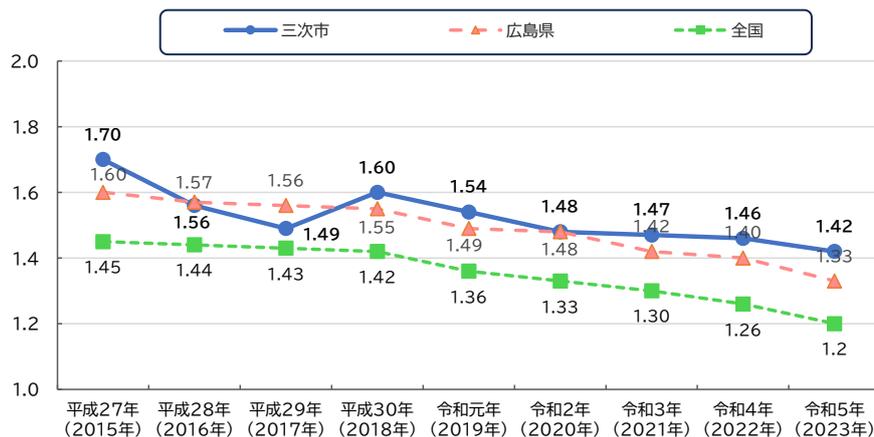
### ③合計特殊出生率

本市の期間合計特殊出生率は、ほとんどの年で国と県を上回ってはいるものの、減少傾向にあり、令和5（2023）年では1.42となっています。

#### 【合計特殊出生率の推移】

		平成 25年 (2013年)	平成 26年 (2014年)	平成 27年 (2015年)	平成 28年 (2016年)	平成 29年 (2017年)	平成 30年 (2018年)	令和 元年 (2019年)	令和 2年 (2020年)	令和 3年 (2021年)	令和 4年 (2022年)	令和 5年 (2023年)	
期間合計 特殊出生 率	三次市	1.61	1.52	1.70	1.56	1.49	1.60	1.54	1.48	1.47	1.46	1.42	
	広島県	1.57	1.55	1.60	1.57	1.56	1.55	1.49	1.48	1.42	1.40	1.33	
	全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20	
合計特殊 出生率 (ベイズ 推定値)	三次市	1.78					1.63						
	広島県	1.58					1.46						
	全国	1.43					1.33						

#### 【期間合計特殊出生率の推移】



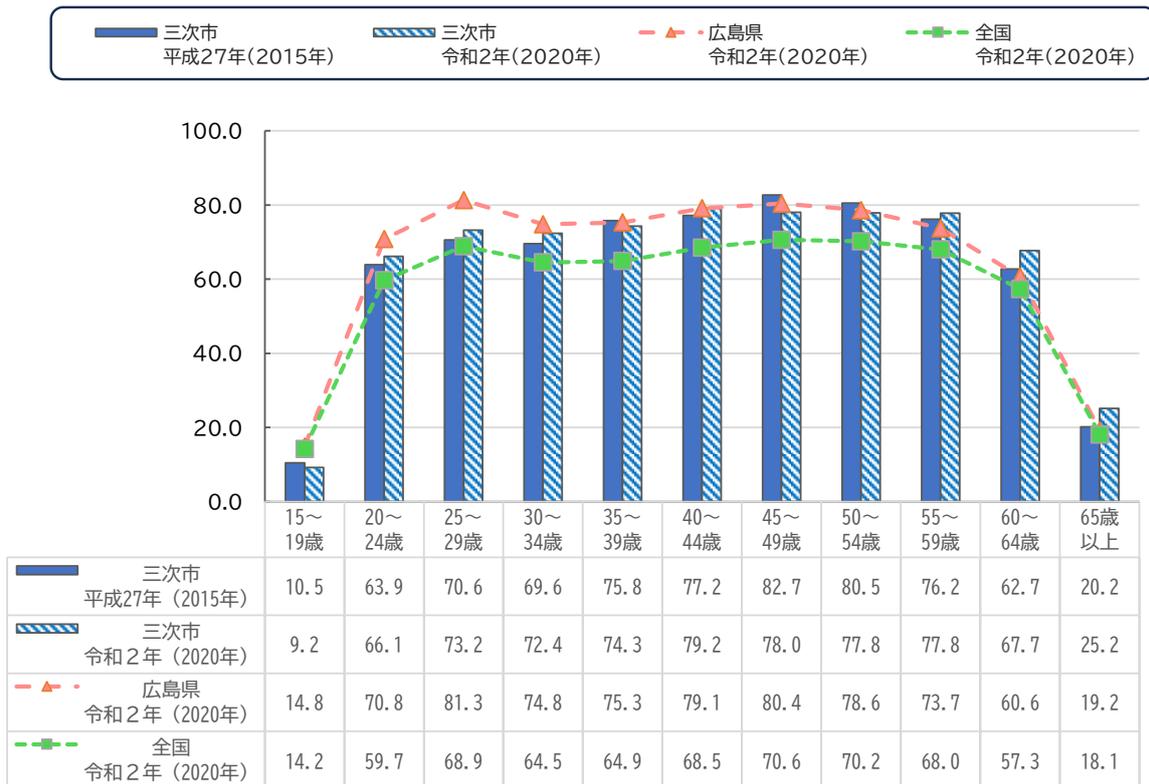
資料：こども家庭支援課・人口動態保健所・市町村別統計

(注) 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したものです。また、ベイズ推定値とは、地域間比較や経年比較に耐えうる、より安定性の高い指標を求めするためにベイズ統計学の手法を用いたものです。

#### ④女性の年齢別就業率

本市の令和2（2020）年の女性の年齢別就業率は、15～19歳を除くすべての年代で全国の上昇率と比べて高くなっています。また、三次市 平成27(2015)年と比べて、三次市 令和2(2020)年では60～64歳と65歳以上の就業率が高くなっています。

【女性の年齢別就業率】



資料：国勢調査

## 調査結果にみる三次市の特徴

### (1) 調査の概要

#### ①調査の目的

就学前のこどもと小学生のこどもがいる保護者を対象に、本市の子育て支援に関する現状及び要望などを把握し、第3期計画の策定に向けた基礎資料として、本計画に反映することを目的に実施しました。

#### ②調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生児童調査
1. 調査対象者と抽出方法	三次市に居住する0歳から5歳までの小学校入学前児童	三次市に居住する小学生児童
2. 調査方法	郵送により配布・回収	郵送により配布・回収
3. 調査期間	令和6（2024）年10月	令和6（2024）年10月
4. 回収状況	配布数 1,414 回収数 【前回調査 745】 回収率 % 【前回調査 49.7%】	配布数 1,099 回収数 【前回調査 701】 回収率 % 【前回調査 46.7%】

#### ③集計にあたっての注意点

- ・グラフは、パーセントで示しています。
- ・グラフ中に表示している「n=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。
- ・算出されたパーセントは、小数第2位を四捨五入して、小数第1位までの表示としているため、その合計が必ずしも100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答で質問している調査項目においては、その合計は100.0%を超えます。

### (2) ニーズ調査結果

計画素案にて提示

## 第Ⅱ部 三次市こども・子育て支援の基本的な考え方

### 基本理念

国のこども基本法の基本理念およびこども大綱の6つの基本方針を踏まえながら、本計画の基本的なビジョンを明確にしていきます。

#### こども基本法

こども施策の基本理念を定めています。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

こども施策に関する大綱（こども大綱）として6つの基本方針を定めています。

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

本計画がめざす基本理念は第2期計画を継承しつつ、こども大綱を踏まえた将来像をめざすものとしします。

#### 【計画の基本理念】

## (仮) すべてのこどもの笑顔かがやくまち みよし

～こどもが健やかに育ち、誰もが安心して子育てができるまちをめざして～

#### 【基本理念の考え方】

- こどもは次代を担う大切な存在である。
- こどもの権利が保障される社会のもとで、一人ひとりの人格・個性を尊重し、こどもの最善の利益を図る視点に立つ。
- すべてのこどもが自分らしく将来にわたって幸せな生活を送ることができる。
- こどもの貧困の解消を図り、良好な成育環境を確保する。
- 子育ては家庭が第一義的に責任を有するという認識を大切にしつつも、こどもを安心して産み育てることができるよう、社会全体で子育てを支えるまちづくりを推進する。

基本理念のもと、こども・子育て支援の推進のために、以下の基本的な視点に立ち、計画の実現を図ります。

### 視点1 未来を担うこどもの育ちを支える

次代を担うこどもの幸せを第一に考え、こどもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう配慮し、一人ひとりの育ちを大切にされた支援を進める。

- こどもが尊重され、生き抜く力を身につけ、成長し自立できる取組を進める。
- こどもが、多様な機会に参画して自らの意見を述べるができる環境づくりを進める。
- こどもに様々な学習機会や情報を提供することで、自らの将来を考え、自ら選択・決定し、自己実現ができるよう支援する。
- 貧困の状態にある家庭のこどもが、経済的な理由から人生の選択を制約されないことがないよう貧困の連鎖の防止に取り組む。
- 虐待、ヤングケアラー、障害や発達に支援を要するなど、困難な状況にあるこどもやその関係者が相談しやすい相談支援体制の充実を図る。

### 視点2 子育て家庭を支える

子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提としつつ、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを進める。

- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図る。
- 気軽に相談できる相談支援体制を充実し、子育て家庭の孤立化防止や不安感の軽減を図る。
- 男女ともに仕事も子育ても両方参画することができる共育を推進する。

### 視点3 地域全体で子育てを支える

地域全体で子育てを温かく応援し、つながり支え合っていく地域づくりを進める。

- 安心して子育てができる地域子育て支援の充実を図る。
- こどもが、安全・安心に過ごすことができる多様な居場所づくりを推進する。
- 地域社会がこどもの成長を見守り育む環境づくりを推進する。

## 基本的視点から見える課題

上記の基本的視点から三次市の課題を整理しています。

### 視点1 未来を担うこどもの育ちを支える

- こどもや子育て家庭を取り巻く環境は変化し、共働き世帯の増加や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化が進み、各家庭が抱える問題も複雑化・多様化しています。
- 児童虐待など、こどもが生まれ育つ環境によって様々なリスクが顕在化しており、予防的支援を含めたアセスメントや、機を逸さないフォロー体制を構築する必要があります。
- こどもの生活実態調査においては、ひとり親家庭や相対的に収入の低い世帯のこどもについては、宿題・課題等への取組状況、進学希望における大学以上の進学希望の割合や、部活動等への参加状況の割合、規則正しい睡眠習慣が身に付いている割合が低くなっています。保護者の経済状況や婚姻状況によって、こどもは学習状況や生活習慣、体験活動、心理的側面など、様々な範囲で影響を受けているということが明らかとなっており、金銭的な支援だけでなく多様な範囲での支援が必要となっています。
- こどもの生活実態調査の結果から三次市においても家族のお世話をしているこどもが存在しており、近年注目されているヤングケアラー（こどもが家族の世話や介護を担う状況にあるこども）の可能性が示唆されています。こどもたちが本来すべきこととされている学業や自分のしたいことが妨げられることのないよう、早期に発見し、対応していくことが求められています。
- こども基本法においては、こどもを権利の主体として尊重するとともに、意見表明・参画や自己決定の権利を持った主体として、こどもに関する施策を検討するうえでは、こどもが自身の意見を表明し、社会的なプロセスに参加する機会を増やすことを求めています。
- 発達に課題があるなど、支援の必要なこどもが増加傾向にあり、保育の質の更なる向上を図るとともに、多面的・継続的な支援体制を構築する必要があります。また、個々の背景を踏まえ、こどもが抱えるそれぞれの課題に即した支援を行うことが必要です。
- こどもたちの基礎的な学力は概ね定着している一方で、「学習した内容を組み合わせて、新たな課題を解決していく力」が十分とは言えない状況にあり、一人ひとりに最適で効果的な学びの支援が必要となっています。
- 暴力行為やいじめ等の早期発見・解決が図られているものの、不登校児童生徒は全国や県と同様に増加傾向にあり、教育相談体制や不登校児童等に対する支援強化が必要です。
- ひとり親家庭や相対的に収入の低い世帯ほど、市などの公的機関からの情報が届きにくい傾向が見受けられます。必要な人に必要な情報を届けていく相談しやすい体制づくりや、情報発信を行う必要があります。

## 視点2 子育て家庭を支える

- こどもの養育については、家庭を基本として行われ、保護者が第一義的責任を有するとの認識のもと、こどもの養育に関する支援を行っていく必要があります。
- ネウボラみよしの開設や各種母子保健事業の推進、保育利用料・医療費等の負担軽減、保育サービスの充実、小児救急医療 24 時間体制の維持など、子育て環境の整備や経済的・精神的な負担の軽減など、切れ目ない支援を進めてきたが、引き続き安心して産み育てる環境づくりを進めていく必要があります。
- 母親の就労率が上昇し、夫婦共働きのライフスタイルが更に進む中、子育てと仕事の両立支援に向けた取組を進めているが、女性の負担が依然として大きい傾向が続いており、働きながら安心して子育てができる環境づくりや、これから親となる世代の育成が必要です。
- 妊娠期からの切れ目ない相談支援の充実を図るとともに、関係機関等と連携し、安心して妊娠・出産・子育てができる支援体制を強化する必要があります。
- 急速に進行する少子化、核家族化によって、子育てに関する相談や協力を身近な人から得られない状況が深刻化しています。子育て当事者が課題を抱え込んで孤独になってしまわないよう、相談体制の充実や、届くべき情報を届けられることが必要です。
- 物価の高騰等により経済的負担が大きくなる中、子育て家庭への更なる経済的支援の充実が求められています。こどもの生活実態調査では、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、経済的な問題に留まらず、保護者の心身の健康状態についても負担がかかっていることが示唆されています。他方で、相談できる人がいる場合は、生活満足度が高まる傾向が見られたことから、相談体制を充実し、悩んでいる保護者が孤立しないようにすることが必要となっています。
- 男性の育児への参画の状況（ニーズ調査結果の課題を追記予定）
- 子育てに対する不安・負担感（ニーズ調査結果の課題を追記予定）

### 視点3 地域全体で子育てを支える

- こどもは家庭を基盤にして、地域や学校などの安全で安心な環境の中で、多様な大人や同年齢・異年齢のこどもたちとの関係を通じて成長していく存在ですが、昨今の地域のつながりの希薄化や少子化の進行に伴い、地域のなかでこども同士が遊び、成長し、学び合う機会が減少し、「地域社会の中で育つ」ことが難しくなっています。
- 地域とのつながり中で、ふるさとへの愛着を育むとともに、充実した子育て支援や保健・医療体制により、安心して妊娠・出産・子育てができ、帰ってきたくなるまちへと繋げる必要があります。
- 核家族化などを背景として、地域のつながりが弱まり、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増加しています。子育ての不安や負担を解消するため、引き続き、地域の各種の子育て支援サービスを充実することが求められています。
- 住民自治組織等による放課後子ども教室等の運営や登下校時の声かけ活動、ママカフェなどの子育て世代の交流・相談の場づくりなど、地域での見守りや居場所づくり、学習機会の提供等、市民協働による地域一体となった支援につながっている活動もあり、取組を継続していく必要である。
- こどもや学校が抱える課題や達成したい教育目標について、教職員と保護者や地域住民等とが共有しながら、地域総がかりでの教育（ひとづくり）を実現する必要があります。地域の特色を活かした、三次ならではの教育を進め「三次に帰ってきたい」と思う人材育成につなげる必要があります。
- こどもの預け先や居場所について （ニーズ調査結果の課題追記予定）

## 基本目標と施策体系

上記の課題の整理を踏まえ、基本理念を実現するため、次の3つを基本目標として、市民や行政、地域、事業所等が協働して、総合的に施策を推進します。

### 基本目標1 すべてのこどもの健やかな育ちへの支援

こどもたちの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべてのこどもたちが健やかに成長でき、一人ひとりの個性や権利が尊重される環境づくりに取り組みます。

### 基本目標2 安心して産み育てられる環境づくり

妊娠から子育て期まで切れ目のない支援を充実させ、子育てに関する様々な不安や負担を解消し、男女がお互いに協力して子育てに関わりながら、安心して妊娠・出産・子育てができるような環境づくりに取り組みます。

### 基本目標3 地域全体で子育てを支える環境づくり

保護者の多様なニーズ、ライフスタイルに応じた様々な保育サービスを提供し、地域における子育てを支援します。

また、地域社会におけるあらゆる構成員が、こどもや子育てに対する関心や理解を深めて、それぞれの役割を果たすとともに、子育ての見守りや手助けに積極的に参加できるまちづくりを進めます。

すべての子どもが健やかに育ち、誰もが安心して子育てができるまちをめざして

**すべての子どもの笑顔がやぐまち みよし**

1

**すべての子どもの健やかな育ちへの支援**

施策(1)健やかな育ちのための支援

施策(2)児童虐待防止対策の充実・ヤングケアラーへの支援

施策(3)経済的困難を抱える家庭への支援

施策(4)ひとり親家庭の自立支援の充実

施策(5)支援を必要とする子どもへの支援

2

**安心して産み育てられる環境づくり**

施策(1)妊娠から子育て期までの切れ目のない支援

施策(2)相談支援体制の充実

施策(3)子育てにかかる経済的負担の軽減

施策(4)多様なライフスタイルに応じた子育て環境の推進

3

**地域全体で子育てを支える環境づくり**

施策(1)地域における子ども・子育て支援の推進

施策(2)地域で見守り育む環境の推進

## 主な取組

①質の高い教育・保育の推進 ②教育・保育環境の整備・充実 ③多様な遊びや体験活動の充実 ④次代を担う子ども・若者の育成 ⑤子どもが権利の主体であることの啓発

①虐待の予防的支援と早期対応 ②関係機関との連携強化と相談体制の充実 ③ヤングケアラーへの支援

①安心できる相談体制と情報発信の充実 ②就学支援の充実 ③多様な体験機会の確保 ④経済的支援

①母子・父子自立支援員による相談・就労支援 ②自立のための総合的支援

①障害や発達に課題のある子ども等への支援 ②子どもの悩みに対する支援 ③連携強化による一貫した支援

①切れ目のない保健・医療の提供 ②子育て相談支援 ③子育て情報提供の充実

①安心できる相談体制と情報発信の充実

①子育て家庭の経済的負担の軽減

①共育での推進 ②仕事と子育ての両立支援

安心して子育て  
ができる地域子  
育て支援事業

①延長保育事業 ②一時預かり事業 ③ファミリー・サポート・センター事業  
④子育て短期支援事業 ⑤病児・病後児保育事業 ⑥地域子育て支援拠点事業  
⑦利用者支援事業 ⑧乳児家庭全戸訪問事業 ⑨養育支援訪問事業・その他要支援児童、要  
保護児童等の支援に資する事業 ⑩妊婦健康診査 ⑪放課後児童健全育成事業  
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業  
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①多様な居場所づくり ②ふるさとへ愛着を育む環境の推進 ③安全・安心に過ごせる環境の推進  
④家庭教育支援

## 第Ⅲ部 事業計画

### 第1章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### 1. 教育・保育提供区域の設定

- 国の定義では、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件，人口，交通事情その他の社会的条件」，「現在の教育・保育の利用状況」，「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」などをニーズ調査結果や幼稚園・保育所などの施設の実態などから総合的に勘案し，「保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることとされています。
- 具体的には，以下の視点で区域設定を考えていきます。
  - 視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか  
各事業の特性や地域の特性に応じて，保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。
  - 視点② 事業量を適切に見込み，確保できる単位であるか  
人口推計やニーズ調査などから適切に必要な事業量を見込むとともに，需要に基づき，既存施設の活用を踏まえ，供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。
- これらの視点から，本市では「市全域」を教育・保育提供区域とします。  
（判断理由）上記の2つの視点のバランスを勘案し需給調整が完結できる区域として市全域を教育・保育提供区域とすることが適当と判断しました。
- 従って地域子ども・子育て支援事業についても，基本的には「市全域」を提供区域とします。
- ただし，放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については，提供区域の基本は通学している小学校の区域内とします。

【地域子ども・子育て支援事業別区域設定】

事業区分	区域設定	考え方
延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設などでの利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とします。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設などでの利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とします。
ファミリー・サポート・センター事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、通学している小学校の区域内とします。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とします。

## 2. 教育・保育提供体制の確保

### (1) 現在の教育・保育施設の状況

保育所，幼稚園などの設置状況，定員・利用者数などは次のとおりです。

#### ①保育所の状況

【児童の入所状況】

令和6（2024）年4月1日現在（単位：人）

施設名	入所児童数							定員（人）	入所率（％）	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計			
三次市立	愛光保育所	6	12	18	23	26	25	110	110	100.0
	十日市保育所	1	19	24	17	28	30	119	170	70.0
	東光保育所	6	12	16	19	26	27	106	150	70.7
	川地保育所	0	2	5	5	3	10	25	45	55.6
	和田保育所	0	5	3	11	10	8	37	80	46.3
	田幸保育所	0	1	7	11	9	7	35	45	77.8
	神杉保育所	4	12	15	12	13	14	70	84	83.3
	河内保育所	休所							20	—
	粟屋保育所	0	7	5	6	9	13	40	55	72.7
	川西保育所	0	3	1	1	5	1	11	45	24.4
	酒屋保育所	2	25	27	31	31	32	148	140	105.7
	君田保育所	1	2	1	1	5	1	11	60	18.3
	布野保育所	0	1	3	11	3	7	25	60	41.7
	さくぎ保育所	0	1	3	2	7	4	17	60	28.3
	吉舎保育所	0	4	5	5	8	11	33	90	36.7
	敷地保育所	0	0	3	3	0	3	9	30	30.0
	三良坂保育所	2	16	16	19	19	22	94	120	78.3
	みわ保育所	1	2	4	7	10	6	30	120	25.0
こうぬ保育所	0	3	6	6	4	9	28	100	28.0	
私立	子供の館保育園	1	17	14	—	—	—	32	60	53.3
	子供の城保育園	7	18	21	16	17	20	99	100	99.0
合計		31	162	197	206	233	250	1,079	1,744	61.9

資料：保育課

## 【保育サービスの状況】

令和6（2024）年4月1日現在

施設名		利用可能サービス			
		延長保育	休日保育	一時保育	土曜午後保育
三次市立	愛光保育所	○	×	×	○
	十日市保育所	○	×	×	○
	東光保育所	○	○	○	○
	川地保育所	×	×	×	×
	和田保育所	×	×	×	○
	田幸保育所	×	×	×	×
	神杉保育所	×	×	×	○
	河内保育所	休所			
	粟屋保育所	×	×	×	○
	川西保育所	×	×	×	×
	酒屋保育所	○	×	○	○
	君田保育所	×	×	×	×
	布野保育所	○	×	×	○
	さくぎ保育所	×	×	×	×
	吉舎保育所	×	×	×	○
	敷地保育所	×	×	×	×
	三良坂保育所	○	×	○	○
	みわ保育所	×	×	○	○
	こうぬ保育所	×	×	○	×
私立	子供の館保育園	○	×	×	○
	子供の城保育園	○	×	○	○

資料：保育課

※子供の城保育園の一時保育は、感染症拡大防止対策のため実施していません。

【保育所入所児童数の推移】

各年度4月1日現在（単位：人）

区分	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所児童数						合計 (人)
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
令和元年度 (2019年度)	22	1,846	37	176	216	268	286	272	1,255
令和2年度 (2020年度)	21	1,816	29	173	222	245	275	293	1,237
令和3年度 (2021年度)	21	1,744	32	162	225	235	249	277	1,180
令和4年度 (2022年度)	21	1,744	36	174	207	243	240	253	1,153
令和5年度 (2023年度)	21	1,744	32	165	204	226	245	242	1,114
令和6年度 (2024年度)	21	1,744	31	162	197	206	233	250	1,079

資料：保育課

②認定こども園の状況

【児童の入所状況】

令和6（2024）年4月1日現在（単位：人）

施設名	入所児童数							定員（人）	入所率 (%)
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
認定 みゆきこども園	4	24	25	27	23	24	127	120	105.9

資料：保育課

【保育サービスの状況】

令和6（2024）年4月1日現在

施設名	利用可能サービス			
	延長保育	休日保育	一時保育	土曜午後保育
認定 みゆきこども園	○	×	○	○

資料：保育課

【認定こども園入所児童数の推移】

各年度4月1日現在（単位：人）

区分	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所児童数						合計 (人)
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
令和元年度 (2019年度)	1	120	7	24	24	24	21	25	125
令和2年度 (2020年度)	1	120	10	24	24	24	24	19	125
令和3年度 (2021年度)	1	120	7	23	24	24	24	24	126
令和4年度 (2022年度)	1	120	5	21	23	22	22	24	117
令和5年度 (2023年度)	1	120	10	24	22	27	23	23	129
令和6年度 (2024年度)	1	120	4	24	25	27	23	24	127

※平成31（2019）年4月1日開設

資料：保育課

③幼稚園の状況

【児童の入所状況】

令和6（2024）年5月1日現在（単位：人）

保育園名	定員・ 入所状況	0歳	1歳	2歳 (満3歳)	3歳	4歳	5歳	合計
三次中央幼稚園	定員	—	—	20	60	90	90	260
	入所状況	—	—	6	48	56	44	154
三次清心幼稚園	定員	—	—	30		35	35	100
	入所状況	—	—	4	10	8	16	38
合計	定員	—	—	110		125	125	360
	入所状況	—	—	10	58	64	60	192

資料：保育課

【保育サービスの状況】

令和6（2024）年4月1日現在

施設名	利用可能サービス			
	延長保育	休日保育	一時保育	土曜預かり保育
三次中央幼稚園	○	×	×	○
三次清心幼稚園	○	×	×	○

資料：保育課

【幼稚園入所児童数の推移】

各年度5月1日現在（単位：人）

区分	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所児童数						合計 (人)
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
令和元年度 (2019年度)	3	440	—	—	17	68	71	75	231
令和2年度 (2020年度)	3	440	—	—	2	67	69	70	208
令和3年度 (2021年度)	2	360	—	—	6	73	67	71	217
令和4年度 (2022年度)	2	360	—	—	3	65	71	73	212
令和5年度 (2023年度)	2	360	—	—	2	65	66	69	202
令和6年度 (2024年度)	2	360	—	—	10	58	64	60	192

資料：保育課

④サービスの状況

【預かり保育】

(単位：延べ利用児童数(人))

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
幼稚園の預かり保育	21,984	22,369	22,166	24,373
幼稚園以外の預かり保育	1,589	1,824	1,965	1,304

資料：保育課

【延長保育】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施施設数(保育所)	9	9	9	9
利用実人数(人)	341	287	278	336

資料：保育課

### ⑤認可外保育施設の状況

#### 【児童の入所状況】

令和6（2024）年4月1日現在（単位：人）

保育所名	入所可能年齢	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
青空保育園	2歳以上 就学まで	50	－	－	0	9	7	12	28
ベビーハウスすみれ	生後1ヶ月以上 就学まで	6	0	0	0	0	0	0	0
チャイルドハウス いづみ	0歳(6ヶ月)以上 就学まで	30	0	5	3	0	0	0	8
こどもの家 のこのこのっこ	0歳(満6ヶ月) 以上就学まで	休止							
市立三次中央病院 院内保育施設	0歳以上2歳 まで	12	1	4	0	0	0	0	5
清心幼稚園	2歳以上 3歳まで	5	－	－	4	0	－	－	4
合計		103	1	9	7	9	7	12	45

資料：保育課

#### 【認可外保育施設の推移】

各年度4月1日現在（単位：人）

区分	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所児童数						合計 (人)
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
令和元年度 (2019年度)	6	153	6	14	19	13	32	84	
令和2年度 (2020年度)	5	129	3	18	13	14	25	73	
令和3年度 (2021年度)	5	108	2	14	16	13	26	71	
令和4年度 (2022年度)	5	108	1	4	13	12	24	54	
令和5年度 (2023年度)	5	110	2	6	7	8	22	46	
令和6年度 (2024年度)	5	103	1	9	7	9	19	45	

資料：保育課

### ⑥地域型保育事業（事業所内・小規模保育事業）の状況

【児童の入所状況】

令和6（2024）年4月1日現在（単位：人）

保育所名	入所可能年齢	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
きらきら保育所	0歳（満9か月） 以上2歳まで	15	0	4	4	—	—	—	8
三次あゆみ保育園	0歳（満9か月） 以上2歳まで	12	0	2	4	—	—	—	6
専法寺保育園	0歳（満6か月） 以上2歳まで	19	2	5	5	—	—	—	12
あおぞら ひよこ園	0歳（満6か月） 以上2歳まで	12	0	8	6	—	—	—	14
合計		58	2	19	19	—	—	—	40

資料：保育課

【事業所内保育施設入所児童数の推移】

各年度4月1日現在（単位：人）

区分	施設数 (か所)	定員数 (人)	入所児童数						合計 (人)
			年齢別						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
令和元年度 (2019年度)	3	46	0	6	12	—	—	—	18
令和2年度 (2020年度)	3	46	3	10	8	—	—	—	21
令和3年度 (2021年度)	4	58	2	16	18	—	—	—	36
令和4年度 (2022年度)	4	58	5	15	15	—	—	—	35
令和5年度 (2023年度)	4	58	4	17	17	—	—	—	38
令和6年度 (2024年度)	4	58	2	19	19	—	—	—	40

※あおぞら ひよこ園：令和3（2021）年4月1日開設

資料：保育課

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

子ども・子育て支援新制度では、こども・子育て家庭などを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することとされています。

- ①延長保育事業
- ②一時預かり事業
- ③ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【子育てサポート事業】
- ④子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑤病児・病後児保育事業
- ⑥地域子育て支援拠点事業【地域子育て支援センター】
- ⑦利用者支援事業
- ⑧乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨養育支援訪問事業・その他要支援児童，要保護児童等の支援に資する事業
- ⑩妊婦健康診査
- ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

それぞれの事業の取組状況は以下のとおりです。

## ①延長保育事業

### 事業概要

保育認定を受けたこどもの利用時間以外に保育園や認定こども園などで保育を行う。

### 対象年齢

0歳児～5歳児

### 三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

●実施施設数：9か所（公立6か所，私立3か所）

【利用料】

●100円，200円，300円（利用施設，利用時間により異なる）

【実施状況】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施施設数（保育所）	9	9	9	9
利用実人数（人）	341	287	278	336

資料：保育課

## ②-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

### 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間において、幼稚園で一時的に預かる。

## ②-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

### 事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに保護者の要請に応じて希望する者を対象に一時的に預かる。

### 対象年齢

3歳児～5歳児

### 【実施状況】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ利用児童数（人）	21,984	22,369	22,166	24,373

資料：保育課

## ②-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

### 事業概要

冠婚葬祭や就労、傷病など、その他私的理由などにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間において、保育所やその他の場所で一時的に預かる。

### 対象年齢

0歳児～5歳児

### 三次市の取組状況

#### 【実績（令和5（2023）年度）】

- 実施施設数：6保育所（公立5か所，私立1か所）
- 延べ利用児童数：1,304人

#### 【利用料】

区分	月額	日額	一時間当たり
3歳未満児	42,000	3,200	500
3歳以上児	32,000	2,500	500

#### 【実施状況】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ利用児童数（人）	1,589	1,824	1,965	1,304

資料：保育課

## ③ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【子育てサポート事業】

### 事業概要

こどもの預かりなどの援助を受けたい者（おねがい会員）と援助を行いたい者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

### 対象年齢

0歳児～小学6年生

### 三次市の取組状況

#### 【実績（令和5（2023）年度）】

- 会員数：742人（おねがい会員167人，まかせて会員507人，両方会員68人）
- 活動件数：604件

#### 【利用料】

- 7時～21時（平日）：1時間あたり800円（うち400円を市が助成）
- 7時～21時（土・日・祝日・年末年始）：1時間あたり860円（うち430円を市が助成）
- 6時～7時 21時～22時：1時間あたり1,000円（うち500円を市が助成）
- 22時～7時：3,000円（助成なし）（就労・冠婚葬祭・保護者の病気に限る）

※きょうだい複数同時預かりの場合は、2人目以降半額（ただし22時～7時を除く）

【実施状況】

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ利用数（未就学児）（人）	698	467	525	196	259
延べ利用数（就学児）（人）	597	336	473	268	345
延べ利用数（合計）（人）	1,295	803	998	464	604
提供会員（まかせて会員）（人）	172	176	175	154	167
依頼会員（おねがい会員）（人）	668	654	605	571	507
両方会員（人）	86	79	69	68	68

資料：こども家庭支援課

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張，冠婚葬祭などにより，家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合，児童養護施設などで一定期間，養育・保護を行う。

対象年齢

0歳児～18歳

三次市の取組状況

三次市では未実施

## ⑤病児・病後児保育事業

### 事業概要

発熱などの急な病気や病気からの回復期に集団保育が困難な子どもについて一時的に保育を行う。

### 対象年齢

生後6か月～小学6年生

### 三次市の取組状況

#### 【実績（令和5（2023）年度）】

- 実施施設数：1か所
- 延べ利用児童数：193人

#### 【利用料】

- 1人1日2,000円（月～土 8時～18時）（減免制度あり）

#### 【開設状況】

名称	住所
病児・病後児保育室「すくすく」	三次市東酒屋町10531番地 市立三次中央病院内

#### 【実施状況】

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施施設数(か所)	2	2	2	2	1
延べ利用児童数(すくすく) (人)	158	98	93	100	193
延べ利用児童数(おひさま) (人)	66	54	95	43	—
延べ利用児童数(合計)(人)	224	152	188	143	193

資料：こども家庭支援課・保育課

## ⑥地域子育て支援拠点事業

### 事業概要

公共施設や保育所などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを行う。

### 対象年齢

0歳児～おおむね2歳児

### 三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- 実施施設数：7か所（一般型：公営3か所，民営4か所）
- 延べ利用人数：15,529人（年間利用延べ親子組数：7,294組）

### 【開設状況】

名称	住所
三良坂地域子育て支援センター 「みつばち」	三次市三良坂町三良坂 5042 番地 1 三良坂支所内
北部あそびの広場	三次市布野町上布野 1196 番地 1 三次市布野生涯学習センター内
地域子育て支援センター 「すまいる」	三次市粟屋町 949 番地 2 粟屋西自治交流センター内
ちゅうおう憩いの森 「キッズルーム」	三次市十日市中二丁目 9 番 24 号 子供の城保育園
認定 みゆきこども園 「きりんの会」	三次市島敷町 1868 番地 2 認定 みゆきこども園
子育てフリースペース 太才町DASA IYA	三次市三次町 1151 番地
だっこルームみよし	三次市十日市東四丁目 1 番 30 号 サングリーン内

### 【実施状況】

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施施設数（か所）	7	7	8	7	7
延べ利用数（人）	24,238	11,492	10,139	12,462	15,529
延べ利用親子組数（組）	11,027	5,380	4,655	5,651	7,294
月平均延べ利用数（人）	2,020	958	845	1,039	1,294

資料：こども家庭支援課

## ⑦-1 利用者支援事業（基本型）

### 事業概要

こども及びその保護者などが教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う。

### 三次市の取組状況

#### 【実績（令和5（2023）年度）】

- 保育課に子育て支援に関する専門員を配置

#### 【実施状況】

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
設置数（か所）	1	1	1	1	2

資料：保育課

## ⑦-2 利用者支援事業（母子保健型）

### 事業概要

妊娠期から子育て期にわたるまで、助産師などの専門職が妊産婦の状況を継続的に把握し、関係機関との連携や支援プランを作成するなど支援を行う。

### 三次市の取組状況

#### 【実績（令和5（2023）年度）】

- 健康推進課に助産師を配置

#### 【実施状況】

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
設置数（か所）	1	1	1	1	1

資料：健康推進課

## ⑧乳児家庭全戸訪問事業

### 事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う。

### 対象年齢

0歳児

### 三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- 訪問者実家庭数：277戸

### 【実施状況】

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問者実家庭数(戸)	333	317	281	281	277
訪問対象家庭数(戸)	348	302	300	289	278
訪問実施率(%)	95.7	105.0	93.7	97.2	99.6

資料：健康推進課

## ⑨養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

【養育支援訪問事業】

### 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、家庭児童相談員と保健師、関係機関が連携して家庭訪問を実施し子育ての悩みや不安に対して適切な指導・助言などを行うなど、養育能力を向上させるための支援を行う。

### 対象年齢

0歳～17歳

### 三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- 養育支援連絡会議6回（延べ検討ケース385件）
- 延べ訪問件数 222件

### 【実施状況】

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ訪問件数(件)	340	199	193	192	222
養育支援連絡会議開催数 (回)	6	6	6	6	6
延べ検討ケース件数(件)	639	295	266	338	385

資料：こども家庭支援課

【要保護児童ケース検討事業】

事業概要

児童虐待など多様化する児童問題に対応するため、問題の早期発見，早期対応，再発防止などの支援を行うため要保護児童対策地域協議会における関係機関とのケース検討会議を実施する。

対象年齢

0歳～17歳

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- 定例（実務者）会議6回（延べ検討ケース391件）

【実施状況】

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
定例（実務者）会議開催数 (回)	6	6	6	6	6
延べ検討ケース件数（件）	335	335	437	502	391

資料：こども家庭支援課

⑩妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持，増進を図るとともに，安全な出産を迎えるため妊婦健診を行う。

対象

妊婦

三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- 妊婦届出数：276人
- 受診者数：265人

【実施状況】

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
妊婦届出数（人）	328	337	312	269	276
受診者数（人）	309	308	292	213	265
受診回数（回）	5,097	4,643	4,165	3,964	3,176

資料：健康推進課

## ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 事業概要

保護者の就労や疾病などの理由で、放課後に保育を受けることができない小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や公共施設などを活用し、放課後における生活の場、適切な遊びの場を提供し、こどもの発達段階に応じて健全な育成を図る。

### 対象年齢

小学1年生～小学6年生

### 三次市の取組状況

#### 【実績（令和5（2023）年度）】

- 実施施設（クラブ）数：10区域21クラブ
- 利用児童数：707人（令和6（2024）年3月現在）

#### 【利用負担金】

- 1人あたり 月額 4,000円（1人目） 月額 2,000円（2人目以降）  
※要保護・準要保護世帯については減免規定あり

#### 【利用対象者】

- 小学校に在籍する児童で、放課後に家庭において保育ができない児童

#### 【実施状況】

利用区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施施設（クラブ）数	21	21	21	21	21
低学年 利用児童数（人）	524	517	500	519	531
高学年 利用児童数（人）	118	108	135	159	176

資料：社会教育課

## 【放課後児童クラブ利用者数の推移（各年度3月時点）】

（単位：人）

区域		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
三次小学校	低学年	64	67	69	65	66
	高学年	11	14	15	30	24
十日市小学校	低学年	158	148	161	161	165
	高学年	32	36	42	54	66
八次小学校	低学年	159	153	129	127	131
	高学年	39	23	34	22	23
酒河小学校	低学年	35	42	35	46	46
	高学年	7	10	15	13	18
神杉小学校	低学年	16	12	9	15	19
	高学年	4	2	4	4	1
和田小学校	低学年	19	16	16	14	15
	高学年	11	6	4	5	6
吉舎小学校	低学年	14	18	20	19	20
	高学年	3	4	6	7	7
三良坂小学校	低学年	20	19	22	33	38
	高学年	2	1	2	2	6
三和小学校	低学年	21	21	19	11	11
	高学年	7	5	9	16	11
甲奴小学校	低学年	18	21	20	28	20
	高学年	2	7	4	6	14
合計	低学年	524	517	500	519	531
	高学年	118	108	135	159	176
	全学年	642	625	635	678	707

資料：社会教育課

## ◇放課後子ども教室※関連事業

### 事業概要

地域の参画を得て、「学び」「体験」「交流」「遊び」といった多様な体験学習機会を提供し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。

### 対象年齢

地域の小学校に在籍する小学1年生～小学6年生

### 三次市の取組状況

#### 【実績（令和5（2023）年度）】

- 実施施設数：10 か所
- 利用児童数：191 人（令和5（2023）年5月1日現在）

#### 【利用料】

- 各教室で決定

#### 【実施状況】

（単位：人）

利用区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施施設数（か所）	9	10	10	10	10
利用児童数（人）	158	163	159	186	191

資料：社会教育課

#### 【放課後子ども教室利用者数の推移】

（単位：人）

放課後子ども教室	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
君田放課後子ども教室	14	14	23	14	13
青河放課後子ども教室	17	17	11	16	20
田幸放課後子ども教室	28	23	26	20	18
川地放課後子ども教室	25	25	11	22	24
川西放課後子ども教室	8	7	25	15	15
河内放課後子ども教室	10	12	16	15	14
粟屋放課後子ども教室	17	19	5	18	23
布野放課後子ども教室	24	22	21	38	43
作木放課後子ども教室	15	11	8	13	8
小童放課後子ども教室	—	13	13	15	13
合計	158	163	159	186	191

資料：社会教育課

## ◇小規模型放課後児童クラブ※関連事業

### 事業概要

保護者の就労や疾病などの理由で、放課後に保育を受けることができない小学校に在籍する児童に対して、学校の余裕教室で小規模で運営され放課後に生活の場、適切な遊び場を提供する。

### 対象年齢

小学1年生～小学6年生

### 三次市の取組状況

#### 【実績（令和5（2023）年度）】

- 実施施設数：1か所
- 利用児童数：10人（令和5（2023）年5月1日現在）

#### 【利用料】

- 運営主体ごとに決定

#### 【利用対象者】

- 地域の小学校に在籍する児童で、放課後に家庭において保育ができない児童

#### 【実施状況】

（単位：人）

区分	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
実施施設数（か所）	1	1	1	1	1
利用児童数（人）	8	10	8	10	10

資料：社会教育課

#### 【小規模型放課後児童クラブ利用者数の推移】

（単位：人）

小規模型放課後児童クラブ	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
八幡小規模型放課後児童クラブ	8	10	8	10	10
合計	8	10	8	10	10

資料：社会教育課

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 事業概要

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育または特定子ども・子育て支援を受けた保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の助成を行う。

### 三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- 実施施設数：2 幼稚園
- 利用児童数：40 人

【実施状況】

利用区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施施設数（か所）	3	3	2	2	2
利用児童数（人）	50	39	60	59	40

資料：保育課

## ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 事業概要

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究，その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進する。

### 三次市の取組状況

【実績（令和5（2023）年度）】

- なし

## 三次市こども計画

---



編集・発行 三次市子育て支援部／令和（ ）年 月

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号

TEL:0824-62-6148 FAX:0824-62-6300